委託業務処理要領

この要領は、林産試験場構内除排雪業務を処理するためのものであり、この要領に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ除排雪等を実施し、冬期間の歩行等を確保するものとする。

１　除排雪対象等

（１）所在

旭川市西神楽１線１０号　林産試験場構内

（２）除雪範囲

別添図面のとおり

２　業務内容

除雪作業は、原則として地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）の休日を除く日に行うものとし、ほぼ連続した降雪があり新たな積雪が１０ｃｍに達した場合（以下「新雪除雪」という。）または新雪除雪に達しない降雪が断続的に続き路面が圧雪及び吹きだまりなどができて通行に支障をきたすおそれがある場合には別紙図面に示す箇所について、午前８時までに歩行者や車両の通行、駐車及び荷物の搬入に支障のない状態とすること。

なお、道総研の休日の他、大雪等の影響で除雪の必要が生じた場合は、別途指示するものとする。

（１）機械による除排雪

雪の堆積場所は、別添図面に示す場所とし、敷地外に投棄するときは市の指定する雪捨て場に投棄すること。

（２）人力による除雪

ア　業務の実施に当たり、あらかじめ除雪作業員名簿を提出すること。

イ　業務車車庫、プロパン庫、危険物貯蔵庫、各棟の連絡通路及び消火栓の周囲について、車の出入りや屋外消火栓の使用に支障のない状態とすること。

ウ　除雪した雪の堆積場所は、除雪場所の隣接地とするが、歩行や屋外消火栓の使用に支障のない場所であること。

３　車両の使用及び規格等

（１）業務の実施にあたり、除雪作業員名簿、運転手名簿及び使用除排雪機械一覧表（車検証写、自賠責保険証写を添付）（以下「機械一覧表」という。）を提出すること。

業務に使用する車両については、機械一覧表に記載されている車両を使用するものとし、記載されていない車両を使用する場合には、機械一覧表を追加して使用前に提出すること。

なお、車両をリース等により調達する場合は、当該車両を自己の責任において使用することを証する書面（賃貸借契約書等）の写しも併せて機械一覧表に添付すること。

また、使用するすべての車両には、タコグラフを付けるものとし、使用するチャート紙は林産試験場分として専用に使用すること。（タコグラフの装着していない車両の使用は認めないものとする。）

（２）業務に使用する車両の規格（装置）は、次のとおりとする。

ア　除雪業務

名称	車両	規格（装置）	備考
除雪ドーザ	トラクターショベルホイール式	８ｔ以上又はバケット容量1.3立方メートル以上	使用箇所：除雪箇所すべて

なお、使用する車両は、作業効率を阻害しない範囲において上記規格の能力を上回る車両を代用することができるものとする。この場合の代用車両についても、（１）に準じて機械一覧表を事前に提出するものとする。

また、除雪ドーザ（トラクターショベルホイール式）の車高は、黄色回転灯を含め、３．５メートル以内とすること。

イ　排雪業務

名称	車両	規格（装置）	備考
積込み機械	機械一覧表に記載のもの	特に指定しない	
排雪用ダンプトラック	機械一覧表に記載のもの	１０ｔ(６０ｃｍ、８０ｃｍ差枠装置付)クラス又は１４立方メートル以上	

排雪業務に使用する上記機械は、（１）に準じて機械一覧表を事前に提出すること。

4　作業時間の算定

　契約書の「３　業務委託料」に掲げる稼働時間については、チャート紙からデーターを読み取り実作業時間を算出するものとし、車両格納庫と林産試験場間の移動時間及び休憩時間等は作業時間に含まないものとする。

5　業務の報告

（１）機械で除排雪業務を実施したときは､別紙「除排雪（機械）作業報告書」にチャート紙を貼り付け､その写しに作業開始・休憩・終了・回送等を旗揚げし提出すること。
（２）人力による作業を実施したときは、別紙「除雪（人力）作業報告書」を提出すること。
（３）月毎に作業実績を集計し別紙「林産試験場構内除排雪業務実績報告書」を提出すること。

6　報告の期限

　業務を行った日の当日以降速やかに報告書を提出すること。

　「林産試験場構内除排雪業務実績報告書」は、毎月末日(末日が休日の場合は、直後の平日)までに提出すること。

7　安全の確保

　業務の処理にあたっては、関係法令を遵守し、作業中の事故防止について十分注意を払い、構内施設等に損傷を与えることのないように留意するものとする。

　なお、業務の処理に関し事故等があった場合は、速やかに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

8　その他

（１）業務実施者には、あらかじめ対象箇所等の確認を十分行わせるものとし、必要に応じ除雪場所等の写真を撮影するなど作業効率を確保すること。
（２）各業務実施中は、作業員に身分証明書等を常時携帯させるものとし、業務担当員及び警備員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。
（３）業務に必要な機材及び消耗品については、受託者の負担とする。
（４）その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。